

金 沢 駅 前

# めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Sep. 2022 vol.116

09 月号

## CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

## そうだ、本読もう

近頃、早朝や夕方はかすかに涼しく、秋めいた瞬間が徐々に増えてきていますね。秋は「食」や「芸術」など様々なことを楽しむのに格好の季節とされています。中でも「読書の秋」はなじみ深いフレーズですが、秋でなくとも、読書は時節や場所を問わず、手軽に楽しめる行為ではないでしょうか。また、現実を一旦脇に置いて本の内容に集中することで、気が紛れてストレス軽減の効果もあるそうです。忙しい日が続くとつい、能動的に何かをしよう!という気力が削がれてしまいがちですが、そういうときこそ、作家たちが紡ぎ出す、自分の日常とは無関係な世界とあえて向き合ってみるのも、一種の健康法としてありなのかもしれません。





今月はココを  
チェック!

# めがね税理士の厳選税務



## 役員及び従業員の人間ドック費用

事業者は、従業員に対する健康診断の実施義務を負っていることから、健康診断費用や人間ドック費用、また最近ではPCR検査費用を会社で負担するケースもあります。今回は会社が負担した人間ドック費用やPCR費用の課税上の取扱いをいくつかのケースに分けて解説します。

### 1 人間ドックの受診について、全従業員に平等な機会を与えている場合

全従業員について、年1回健康診断の他に成人病予防のために35歳以上の全ての希望者に人間ドックの検診を会社負担で実施する場合は、健康管理を必要とする一定年齢以上の希望者を対象としており従業員の福利厚生の一環と考えられるため、福利厚生費として処理が可能であり、**給与課税の対象とする必要はありません。**



### 2 人間ドックの受診について、役員や特定の地位にある人のみを対象としている場合

ケース1と異なり、役員または特定の地位にある人だけを対象として会社が費用負担する場合は、役員または特定の地位にある人に対する経済的利益の供与とみなされ、**給与課税の対象になります。**



### 3 人間ドック費用相当額を従業員に現金で支給した場合

指定日に人間ドックを受診できなかった社員に対して、後日「人間ドック費用相当額」として現金を支給した場合は、福利厚生費としては認められず、**原則給与課税の対象になります。**

### 4 PCR検査を受けた場合

当該PCRの検査費用が業務命令によるものその他業務を遂行する上で必要な費用である場合は福利厚生費として**処理が可能です**。ただし、従業員が自己の判断により受けたPCR検査費用など業務遂行上通常必要な費用以外の費用を支出した場合は、**従業員に対する給与として課税の対象となります。**

## MUKAI NEWS!

### ホームページ一部リニューアルしました!

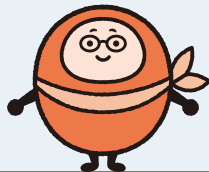
むかいアドバイザーグループの泉です。先日、弊所のホームページを一部リニューアルいたしました(^ ^) 既にご覧になったかも知れませんが、採用情報のページに社員インタビューが追加されております。社内で行われた写真撮影では、対象社員も皆に見守られているせいか初めは緊張しているようでしたが、さすがプロのカメラマンさんは最高の笑顔を上手に引き出し、その瞬間を逃さず捉えていて、社員一同納得の素晴らしい仕上がりになりました!インタビューの内容どおりアットホームな環境の中で、高いプロ意識で働いている素敵な先輩たちに追いつけるよう、私も努力して参ります!



# むーマンの相続相談室

テーマ：相続人が海外にいる場合の相続手続

お悩み  
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人々を  
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも  
むーマンに助けてもらっている。

## Question

先日同居していた父が亡くなり相続税がかかりそうです。相続人の中に海外在住者がいるのですが、手続きはどのように進めたらよいのでしょうか？



太郎さん



むーマン

お亡くなりになった方が日本国籍、ご相続人の中に日本国籍で海外在住の方がいらっしゃるというケースですね。お父様が日本にお住まいだったということなので、お父様の国内外の財産すべてが相続税の課税対象となります。

遺産分割協議書や各種相続手続では印鑑証明書が必要となりますが、印鑑登録制度が存在しない国が多いため、ほとんどのケースでは印鑑証明書の代わりとなる「サイン証明書(署名証明書)」を現地の在外公館で取得していただくことになります。

現地の在外  
公館で取得

在留証明書  
が必要!

また、不動産をご相続される場合は住所を証明する書類も必要となりますので、住民票の代わりとなる「在留証明書」も取得する必要があります。

居住している国で取得しなければいけない書類があるということですね。相続税の申告・納税についてはどのようになるのでしょうか？



太郎さん



むーマン

相続税については、お父様の最後の住所地を管轄する税務署へ申告・納税する必要があります。海外在住のご相続人がご自身で申告・納税をするのが難しい場合は、納税管理人（その方に代わって相続税の申告書の提出や納税を行ったり、税務署からの連絡を受けたりする人）を定めて手続きを進めます。納税管理人は誰でもなれますが、申告書の作成や税務署対応は税理士資格がないとできませんので、申告書の作成と納税管理人をまとめて税理士に依頼されるとスムーズだと思います。

税理士に  
依頼が吉!

むーマン  
から一言!

被相続人が海外在住の場合やご相続人が外国籍の場合は、必要な書類や手続きが変わってきます。また、海外在住のご相続人がいらっしゃる場合はやり取りに通常より時間がかかるケースも多いため、特に相続税がかかりそうな場合は早めに専門家にご相談されることをお勧めします。

WEBからも  
ご予約可能!

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

0120-779-155

相続手続・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



## 今月の経営のヒント

### MANAGEMENT TIPS



### 「己を知る」

戦いはまず敵を知ることから始めよ、とはよくいわれることである。しかし、敵を知る前に、本当は、もっと大事なことがあるのではなからうか。それはつまり、まず“己を知る”ということである。己をかえりみるということである。敵を知ることにもむつかしいけれども、己を知るといことは、もっとむつかしい。しかし、敵を知らなければ、勝負は定まらないとしても、己を知らなかったら、戦いには必ず敗れる。

世事万般、これと全く同じことが言えると思う。みずから不都合を生み出している場合が、案外に多いのである。敗因われにありという悔いをおたがいに残さないために、己を知る心がけを、いかなる場合も失いたくないものである。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

### SECOND OPINION

## 税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



### 税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の  
対策を打ちたい



経営改善について客観的な  
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの  
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が  
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに  
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人  
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ  
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター  
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託  
サポートセンター  
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE  
相続に関する情報を定期配信しています